

第34回 総会議事録

日 時 令和5年2月13日(金) 13時15分
場 所 山形市庁舎 7階 701AB会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
欠	8	草薙 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鎌水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第34回総会（定例）

日 時：令和5年2月13日（月）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 1002会議室

山形市農業委員会

第34回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第 149 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 150 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 151 号 農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による農地等の
指定について

議題 152 号 農用地利用集積計画について

5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第 4 条届出書の受理について

(3) 農地法第 5 条届出書の受理について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

(5) 農地法第 4 条の規定による許可について

(6) 農地法第 5 条の規定による許可について

(7) 農地法第 4 条の規定による許可の取消しについて

(8) 農地法第 5 条の規定による許可の取消しについて

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和 5 年 3 月 13 日（月）

(2) 次回の委員調査について 令和 5 年 3 月 9 日（木）

7 その他

(1) 利用意向調査について

(2) 農地取得下限面積の廃止に伴う対応について

8 閉 会

第34回総会議事録

(令和5年2月13日(月) 市庁舎10階 1002会議室)

出席委員 24名

欠席委員 0名

開 会 午後1時15分

事務局	<p>それでは、現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>本日は、8番草苺委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数23名、欠席委員数1名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は第1ブロックから岡崎良一 推進委員、第2ブロックから渡邊 祐助 推進委員、第3ブロックから野口明宏 推進委員、第4ブロックから柏倉傳右工門 推進委員が出席しております。</p> <p>また、本日は山形県農業会議の佐々木主事が傍聴人として参加いただいております。</p> <p>本日の傍聴人は1人です。</p> <p>それでは、議長選出につきまして、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>議長より開会の宣告及び挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことをご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、9番丸子委員、10番長澤委員にお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第149号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議長。</p> <p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>議 第149号農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>なお、8月の定例総会で判断保留となった、42号案件については、申請書類の補正がされていないため、11月の定例総会で判断保留と</p>

	<p>なった62号、63号案件については、指摘事項解消の連絡がありませんので、今回の議案に記載しておりません。</p> <p>この度は、議案書の2ページ86号から3ページの92号までの7件で、農地の所在地、借受人・譲受人、貸出人・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>86号は滝山地区上桜田の現況樹園地130㎡について、隣接地の買受けです。</p> <p>87号は大郷地区北田の現況畑296㎡について、所有権移転による経営拡張です。これまで耕作してきた土地が地籍調査で他人の土地と判明したことから、申請に至ったものです。取得後は引き続き蔬菜を栽培し、将来は同居の子供が耕作を引き継ぐ予定です。</p> <p>88号は金井地区菅原の田5,771㎡について、認定農業者の譲受人が隣接地を買受け、水稻を栽培します。</p> <p>89号と90号は出羽地区漆山の田について、部分受贈です。委員調査をお願いしております。</p> <p>91号は本沢地区長谷堂の現況樹園地について、使用貸借権の設定による新規就農です。委員調査をお願いしております。</p> <p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>92号は楯山地区青柳、上柳の田畑、4ページの出羽地区漆山、七浦の田計33,222㎡について、農業歴15年の借人が、認定農業者の父が所有する農地に使用貸借権を設定し、経営移譲を受けるものです。</p> <p>以上の7件につきまして、許可相当と考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>89号と90号について、15番新関委員から報告をお願いします。</p>
新 関 委 員	<p>15番新関です。89号と90号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書に記載のとおりです。権利の種類は所有権移転の部分受贈になります。譲受人は■■■■の■■■■さん■■歳です。農業従事日数は150日、■■が30日の従事となっております。譲渡し人はそれぞれ■■と■■の■■になります。申請理由としては、今までも■■■の手伝いをして農作業に従事していたが■■■が高齢になったため、通作が困難になり■■■に代わり維持管理を行う目的で申請に至りました。申請地ではソバの作付けを行いたいとのことでした。なぜソバかお聞きしたら、農地の草刈りをしていたら隣の方がソバ組合に入っている方で、ソバの作付けをしてみないかということで、ソバ組合に入って営農を頑張っていきたいとの話でした。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に91号について、17番工藤委員から報告をお願いします。</p>

工藤委員	<p>17番工藤です。申請人、申請土地については議案書記載のとおりです。権利の種類は使用貸借権の設定で、新規就農です。譲受人は今までは会社員で農作業をやったことがなかったが、 が高齢になり耕作が困難になってきたため、譲渡人より一部を借りて耕作するものです。申請地ではブドウの栽培をしており、シャインマスカットを始め10種類のブドウの栽培をするとのことでした。農機具の所有状況は、草刈り機1第、SS1台、軽トラック1台とのことでした。今回国の補助事業を利用しながら営農していくとのことでした。自己負担率は25%での新しい農機具や温度調節付きのハウス等の導入が決まっているとのことでした。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。 無いようですので、本日出席の推進委員の方からも意見を頂きます。何かありませんか。</p>
事務局	<p>91号について補足します。譲受人、譲渡人との言葉が出ましたが、借受人、貸出人となります。貸出人は20,323㎡の耕作地がありますが、そのうち8,590㎡を借りて耕作するとの説明でしたので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の今野委員より何かありますか。</p>
今野委員	<p>5番今野です。この91号については という農家でありまして、借受人の後継者が早く引き継がないかなと感じていたところでした。非常に喜ばしいことであると思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にありませんか。 無いようですので、お諮りします。議第149号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、議第149号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。議第150号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい議長 議案の5ページをお願いします。 議第150号農地法第5条の規定による許可申請についてです。</p>

	<p>内容につきましては、6ページの45号から7ページの50号までの6件です。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>45号は、出羽地区漆山の現況畑で、建築条件付き売買予定地の分譲です。委員調査をお願いしています。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>46号は、[]から[]に位置する、南沼原地区沼木の畑301㎡で、2種農地と判断されます。</p> <p>譲受人は[]に住まいしておりますが、子供が生まれ手狭になったことから、夫婦の勤務先への通勤に比較的便利な場所にある当該農地を譲受け、一般住宅を建築しようとするものです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>47号は、[]から[]に位置する樫沢地区下樫沢の畑456㎡で、1種農地と判断されます。</p> <p>譲受人は県の[]による[]で、現在の住宅の移転を求められたことから、自身が希望する環境にある当該農地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。</p> <p>なお、当該箇所はハザードマップの浸水想定区域になっていることから、2階床面の高さが浸水ラインより高い設計となっています。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>48号は、蔵王地区蔵王成沢の畑で、建売分譲住宅の建築です。委員調査をお願いしています。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>49号は、[]から[]に位置する、東沢地区釈迦堂の畑306㎡で、1種農地と判断されます。</p> <p>譲受人は、申請地の西に隣接する住宅に5人で住まいしていますが、[]家族が現在の住宅に引っ越してくることになり、手狭になることから、当該農地を譲受け、一般住宅を建築しようとするものです。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>50号は、蔵王地区表蔵王の現況畑で、[]に転用許可を得ましたが、許可取り消し願いと併せて、[]と同じ事業計画のまま、[]と[]による[]の設置について申請があったものです。委員調査をお願いしています。</p> <p>以上6件につきまして、許可相当と考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>45号について、15番新関委員から報告をお願いします。</p>
新 関 委 員	<p>15番新関です。45号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書記載のとおりです。申請人は[]で不動産業を営んでおりますが、事業収益を図るため、建築条件付きの宅地分譲を行うものです。申請地は周辺を住宅地に囲まれ、閑静で住環境</p>

	<p>も良く、交通の便も良いことから、高い需要があると見込んでおります。土地改良区未施工地です。被害防除計画については、汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透です。開発許可の見込み有です。土地取得費は■■■■円、1㎡あたり■■■■円です。現在ある家の取り壊しと造成費は■■■■円。建設費は4棟で■■■■円を見込んでおります。1棟当たりの売買価格ですが、このあたりの売買価格は■■■■円ということでしたが、材料費の高騰を受け、今回は■■■■円になるとのことでした。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしましたので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に48号について、17番工藤委員から報告をお願いします。</p>
<p>工藤委員</p>	<p>17番工藤です。48号についてご報告いたします。申請人、申請土地については議案書記載のとおりであります。申請人は山形市内で不動産業を営んでおりますが、自事業収益を上げるために、建売分譲を計画したとのことであります。申請場所はかねてより住宅を求める声が多かったところで、今回所有者の了解を得られたので申請に至ったとのことです。土地改良事業は未施工地です。周りには住宅が連続して、広がりがない農地のため第3種農地と判断しております。被害防除計画ですが、汚水・生活雑排水については公共下水道、雨水は地下浸透であります。土地取得費は■■■■円、1㎡あたり■■■■円。土地造成費は■■■■円。建物は2棟で■■■■円を見込んでいるとのことです。調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に50号について、17番工藤委員から報告をお願いします。</p>
<p>工藤委員</p>	<p>17番工藤です。50号について報告いたします。申請人、申請土地は議案書に記載のとおりです。申請人は当地で■■■■の経営をしておりますが、駐車場不足の解消、近隣駐車場を利用するお客もいることから、その解消として駐車場にするものです。この事案は■■■■の総会で、許可された案件ですが、申請すべき人が違っていたために、許可の取り下げ及び申請人を変更して再度提出したものです。申請理由につきましては、前回と同様で、変更はございません。申請人に誤りがあったために、許可を取り下げたうえ、申請をもう1度となったわけですが、前回と同様で現場も変更ない状態でした。以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 無いようですので、本日出席の推進委員の方からも意見を頂きます。</p>

	<p>何かにありますか。無いようですので、お諮りします。議第 150 号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第 150 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。議第 151 号農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による農地等の指定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p> <p>14 ページ、議第 151 号農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定による農地等の指定についてです。案件は 15 ページの 4 号の 1 件です。明治地区の畑について、宅地と一体的に使用しないとイケない農地でありまして、下限面積 0.1a とする指定の案件です。委員調査を行っております。以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員からの報告を求めます。4 号について 15 番新関委員から報告を求めます。</p>
新 関 委 員	<p>15 番新関です。申請人、申請土地については議案書に記載のとおりです。申出人は [] に [] により今回の土地を取得いたしました。申出人は [] からずっと売却を希望しておりまして、隣接する []、現況は [] ですが、これも同時に手放したいと考えておりました。地図をご覧ください。斜線が申請地ですが、(A) が申請者が [] した [] として、 [] いましたが、現在は [] です。(C) は (B) の農地であり、(E) と (F) は水路である官地があり、申請地に入るには同一の所有者である (A) 以外なく、一体利用に指定する以外に遊休化を防ぐ方法はないものと判断しました。周りも昔から住んでいる方なので、このような土地が売れるのかとお聞きしたところ、実は買い手がほぼほぼ決まっているとのことでした。以上、調査の結果、農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく指定区域に設定することが妥当であると判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。無いようですので、地元の野口委員より意見を頂戴します。</p>
野 口 委 員	<p>推進委員の野口です。先ほど説明にありましたとおり、買う方が一体利用しないと遊休化してしまう農地であると思います。また、 [] とかが増えることにもなると思いますので、指定は妥当であると考えます。</p>

議 長	ありがとうございます。その他、質問・意見等ありませんか
井上委員	4番井上です。この場所はその人が買わなければ遊休化するというのは、そのとおりだと思います。是非とも買い求めてもらいたいと思います。
議 長	<p>その他ありませんか。無いようですのでお諮りいたします。議第151号号農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について指定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第151号号農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定についてを原案のとおり指定することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p> <p>議第152号農用地利用集積計画について、上程します。</p> <p>なお、議案には1番・安達委員、9番・丸子委員、18番・佐藤幸悦委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会では参与を控えていただきます。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>議案書の16ページ、議第152号農用地利用集積計画についてをお願いします。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>この度は、令和4年11月受付分の農地中間管理事業による権利設定です。</p> <p>1. 利用権設定について、 (1) 地目別設定面積、(2) 作物別設定面積の内訳は記載のとおりです。</p> <p>契約期間別では、3年以上6年未満が56筆で144,362㎡ 10年以上が500筆で1,233,230㎡ 面積は計1,377,592㎡です。</p> <p>農地中間管理機構の「やまがた農業支援センター」が借受けと同時に貸付けを行うもので、内訳は、18ページから74ページまで記載のとおりです。</p> <p>同機構の借受けが277号から443号までの167件、同機構からの貸付けが444号から553号までの110件となっています。</p> <p>なお、実質的な借受人の貸し借りは172件となっております。</p> <p>この利用集積計画は、山形市農業振興協議会農地中間管理事業部会で審議した案に基づき作成したもので、地域の担い手等を選定している状況です。</p>

議 長	<p>山形市の農用地利用集積計画の公告日は、2月24日（金）の予定です。</p> <p>以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
今 野 委 員	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>5番今野です。この案件で新規ということを出ている訳ですけど、前と同じ方が続けて耕作するものがあるのかお聞きしたい。</p>
事 務 局	<p>かなり多く続けて同じ方が耕作するというものもありました。新規についても結構な数になりましたことをご報告いたします。</p> <p>(今野委員 了承)</p>
議 長	<p>その他、ありませんか。</p> <p>それではお諮りします。議第152号について、適当であるということに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第152号農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決めます。</p> <p>これで議事を終了します。</p> <p>(傍聴人退席)</p>
議 長	<p>次に、報告事項について、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>はい。議長。</p> <p>先に議案書を送付しておりますので、案件名と件数を読み上げさせていただきます。</p> <p>75 ページから 報告事項（1）、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、20件を受理しています。</p> <p>86 ページから 報告事項（2）、農地法第4条届出書の受理について、2件を受理しています。</p> <p>88 ページから 報告事項（3）、農地法第5条届出書の受理について、4件を受理しています。</p> <p>90 ページから 報告事項（4）、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、37件を受理しています。</p> <p>95 ページから</p>

	<p>報告事項(5)農地法第4条の規定による許可について、3件の許可証を交付しています。 97 ページから 報告事項(6)農地法第5条の規定による許可について、9件の許可証を交付しています。 101 ページから 報告事項(7)農地法第4条の規定による許可の取消しについて、1件の許可を取消しています。 103 ページから 報告事項(8)農地法第5条の規定による許可の取消しについて、1件の許可を取消しています。 報告事項は以上です。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>それでは6連絡事項について、事務局よりお願いします。</p> <p>はい。議長。 次回の定例総会は、3月13日月曜日に開催予定です。 委員調査の調査日は、3月9日木曜日の予定です。 調査委員は18番佐藤幸悦委員、19番會田委員にお願いしたいと思います。件数が多い場合などは20番推名委員にお願いする場合がございます。 事務局からは以上です。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>次に7その他について、事務局からお願いします。</p> <p>はい。議長。</p> <p>(1) 利用意向調査について (2)農地取得下限面積の廃止に伴う対応について (資料に基づいて説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 他に、皆さんから何かありませんか。 何もなければ、これで第34回総会を終了します。ご苦勞様でした。</p> <p>(閉会午後2時20分) 以下余白</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員